

## 介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応について

### 1 事故発生時における対応手順

- (1) 速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- (2) 市への報告は、まず電話やFAX等で一報を入れ、速やかに事故報告書を提出する。**また、他市町村の被保険者の事故については、その保険者にも事故報告書を提出すること。**
- (3) 事故処理の長期化が予想される場合は、途中経過を報告し、事故処理が終了した後に最終結果を報告する。
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、完結の日から5年間保存する。

### 2 報告対象となる事故の範囲

- (1) 対象となる事故報告については、栃木県保健福祉部高齢対策課介護保険班から発出されている「介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応（参考例）について」を参照すること。

#### **(2) 誤薬事故**

**※誤薬（違う薬を服薬した、時間や量の誤り、服薬忘れ等）が発生した場合、医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに市へ報告すること。**

### 3 留意事項

- (1) 怪我の原因がわからない場合でも、サービス提供時間中の事故の可能性のあるものについては報告すること。
- (2) 徘徊等による離設についても報告すること。
- (3) 受診の結果、異常がなくても報告すること。
- (4) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- (5) 事故が発生した場合の対応について、事故対応マニュアル等を作成し職員へ周知徹底すること。
- (6) **再発防止に向けた対応策については、発生時の状況を十分に分析し、多面的に原因を掘り下げたうえで、実効性のある防止策を策定すること。**
- (7) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき、（トラブルになるおそれがあるとき）は報告すること。
- (8) 利用者が事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、本市に連絡し、職員の指示に従い、必要な場合は報告書を再提出する。
- (9) 食中毒及び感染症等が発生した場合、感染性胃腸炎（ノロウイルス）や疥癬の発生など、介護利用者等に蔓延するおそれのある場合は報告すること。

### 4 報告方法

下記の書類を高齢福祉課介護管理係へ提出すること。

- ① 介護保険事業者事故報告書
- ② ケア記録、ヒヤリハット報告書等の写し
- ③ 事故発生月の勤務表
- ④ 事業所平面図（事故発生場所に目印をつけること）
- ⑤ 誤薬の場合は、薬剤情報提供文書の写し

※介護保険事業者事故報告書は那須塩原市ホームページからダウンロードできます。